

平成20年12月25日

高松市長 大西 秀人 殿

高松市情報公開審査会

会長 藤本 邦人

行政文書の一部公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成16年10月29日付け高福長第11675号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が公開および一部公開とした処分のうち、「建設事業費に係る請求書・納品書のうち、物品単価が明らかなものの数量・単価」、「設計書（出来高設計書）」、「スプリンクラー設備整備計画補助金協議書の別紙に記載の設計金額および請負金額算出式」および「法人の資金収支予算書および決算書」については、非公開とした処分を取り消し、公開すべきである。

その余の異議申立ては棄却すべきである。

2 公開請求の内容および異議申立てに至る経過

異議申立人が実施機関に公開請求した行政文書の内容、それに対する実施機関の決定および異議申立ての経過は次のとおりである。

【高福長第11675号の諮問に係るもの】

- (1) 「ケアハウス吉祥」に対する建設に係る補助金・助成金等の支出に関する一切の会計書類および当該起案文書の全部
- (2) 上記(1)補助金等に係る「ケアハウス吉祥」からの申請書類および

その一切の添付書類の全部（建設図面，仕様書等を含む）ならびに当該補助金等の支出に係る報告書類の全部

- (3) 「ケアハウス吉祥」に対する上記（1）以外は一切の補助金等の支出に関する一切の会計書類および当該起案文書の全部，ならびに当該申請書類（附属書類を含む。）および当該補助金等の支出に係る報告書類の全部

平成16年 9月27日：請求人からの公開請求を受付

平成16年10月12日：実施機関が公開および一部公開の決定

平成16年10月19日：請求人からの異議申立書を受付

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は，次のとおりである。

- (1) 本件処分は，高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号。以下「条例」という。）の解釈・適用を誤った違法な処分であり，本件処分を取り消し，全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は，条例の非公開事由に該当しない。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には，適法に処分理由が明示されていないので，高松市行政手続条例8条に違反し，本件処分は無効である。

4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は，概ね次のとおりである。

本件公開請求当時，本市においては，社会福祉法人等を事業主体とする老人福祉施設の整備について，国庫補助による間接補助事業等の対象とし，施設の量的充実を図っていた。また，軽費老人ホーム（ケアハウス）の整備については，老人福祉法に基づく高松市高齢者保健福祉計画で定める整備目標量に沿うよう，各年度において整備枠を設定し，整備希望法人を公募により

募集し、計画的に実施している。なお、補助事業対象施設の選定にあたっては、「社会福祉法人の認可等の適正化ならびに社会福祉法人および社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日付け雇児発第488号・社援発第1275号・老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長ほか2局長通知）において、各法人の作成した施設整備計画の審査等を行うこととされていることから、所管課において作成した評価基準により、当該整備計画の内容を評価し、それを「高松市社会福祉施設整備等審査会」にて審査している。選定された事業については、補助事業に係る交付申請等の事務的な手続を行い、施設等整備完了後、法人からの実績報告に基づき、書類審査および補助対象施設の技術的な検査を経て、基準により算定した補助金を交付し、事業完了となる。

本件情報公開請求の対象となった社会福祉法人吉祥を事業主体とするケアハウス吉祥の施設整備についても、上記と同様の手続により、適正な額の補助金支出等が行われ、平成15年4月28日に施設が開設され、施設入所者等の福祉の向上が図られたことから、補助目的を達成している。

(1) 個人の氏名および印影について

当該情報は、個人情報であり、特定の個人を識別することができるため、条例7条1号に該当し、非公開が相当である。

(2) 法人および関係団体の代表者の印影について

当該情報については、公表すべき合理的理由および必要性はなく、かえって偽造等の不正利用につながるおそれもないとは言えないから、これを公開することは、法人等の正当な利益を害するおそれがあるため、条例7条2号に該当し、非公開が相当である。

(3) 法人および関係団体の金融機関情報について

当該情報は、各事務事業にかかわる金銭の出納に関する事項であり、誰に開示するかは、当人の取引上の必要性から当人自身によって決定されるべきものであり、当人の意思に基づかず、取引関係に無い者にまで、これを公開することは、当人が予定していることとは到底言い得ないことから、これを公開することは、法人等の正当な利益を害するおそれがある。よって、条例7条2号に該当し、非公開が相当である。

- (4) 契約書，見積書，物品納品検収調書のうち，物品ごとの単価および金額について

物品ごとの単価および金額については，物品の単価の決定は，当事者間の取引上により決定され，購入数，購入時期，過去の取引実績等により異なることが一般的であることから，これを公開することは，今後，法人等が実施または参加する入札および見積徴収に支障をきたすことが予想され，法人等の正当な利益を害するおそれがある。よって，条例7条2号に該当し，非公開が相当である。

- (5) 設計書について

当該情報については，法人が設計業者に作成依頼し，対価を持って取得したものであり，同設計業者の事業活動により習得した技術的な財産でもあることから，これを公開することは法人等の正当な利益を害するおそれがあるため，条例7条2号に該当し，非公開が相当である。

- (6) スプリンクラー設備整備計画補助金協議書別紙のうち，設計金額および請負金額算出式について

当該情報は，これを算出した設計技師が事業活動により習得した技術的な財産であり，これを公開することは，法人等の正当な利益を害するおそれがある。よって，条例7条2号に該当し，非公開が相当である。

- (7) 法人の資金収支予算・決算書について

当該情報は，法人の事業に関する内部管理情報であり，これを公開することは，法人等の正当な利益を害するおそれがあるため，条例7条2号に該当し，非公開が相当である。

5 審査会の判断

当審査会は，実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果，次のとおり判断する。

本件の決定は全部公開と一部公開であり，対象行政文書は別表1のとおりである。以下，一部公開の決定理由について検討する。

(1) 個人の氏名および印影について

これらの情報は、備品業者の担当者、施設職員およびデイサービス利用者のものであり、特定の個人を識別することができ、また、公にすることにより当人の権利利益を害するおそれがあるため、条例7条1号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

(2) 法人および関係団体代表者の印影について

印影については、公表すべき合理的理由および必要性は無く、かえって偽造等の不正利用につながるおそれもないとは言えず、公にすることにより当人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例7条2号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

(3) 金融機関情報について

金融機関情報については、事業にかかわる金銭の出納に関する事項であり、誰に開示するかは、当人の取引上の必要性から当人により決定されるべきものである。したがって、当人の意思に基づかずして、取引関係にない一般市民にまでこれを公開することは、当人が予定していることとは到底言い得ない。そうだとすれば、これを公開することは、当人の正当な利益を害すると認められるから、条例7条2号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

(4) 契約書・見積書・物品納品検収調書のうち物品ごとの単価および金額について

これらの文書は、高松市社会福祉施設等施設整備費および設備整備費負担（補助）金交付要綱に基づき法人が提出した補助金の交付申請書および実績報告書の添付書類であるが、非公開部分は法人と備品業者との取引にかかわる情報であり、不特定多数の者に公開されることは想定されておらず、公にすることにより、条例7条2号に規定する当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため非公開相当と判断する。ただし、契約書添付の請求書・納品書のうち、単品の契約であり、契約金額が公開されていることから、物品単価が明らかなもの数量・単価については公開すべきである。

- (5) 「設計書（出来高設計書）」および「スプリンクラー設備整備計画補助金協議書の別紙に記載の設計金額および請負金額算出式」について

これらの文書は、前記要綱に基づき法人が提出した実績報告書の添付書類であるが、「設計書（出来高設計書）」中の数値は、既に公開している工事費目別総括表、出来高調書、出来高内訳書記載の数値や、それに関係する数値であることから非公開とする理由はない。

また、「スプリンクラー設備整備計画補助金協議書の別紙に記載の設計金額および請負金額算出式」についても、既に公開している工事費目別総括表記載の数値（請負比率、共通仮設比率）や工事の一般的な諸経費率が記載されており、非公開の数値は既に公の情報である。

- (6) 法人（社会福祉法人）の資金収支予算書および決算書について

社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）44条においては、社会福祉法人の高い公益性から、法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書およびこれに関する法人監事の意見書を法人事務所に備え、福祉サービスの利用希望者やその他の利害関係人に閲覧させなければならない旨規定されている。

また、上記に関する厚生労働省から中核市長宛の通知「社会福祉法人の認可について（通知）」（平成12年12月1日付）には、法人の業務および財務等に関する情報については、法人の広報やインターネットを活用するなどにより自主的に公表することが適当であることとしている。

このようにインターネット等を利用して自主的に不特定多数の者に公表させようとする主旨は、財務状況が関係法令の基準を満たしているか否か、また、その会計状況が健全か否かを利用者および利用希望者が判断しやすいようにするところにある。

以上のことから、法人の財務状況に関する情報に相当する「資金収支予算書および決算書」については、公開されたとしても法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは言えない。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

[別表 1]

【公開】

請求内容	対象行政文書
2 - (1)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年度社会福祉施設等施設整備費国庫負担（補助）金の交付申請について（国の平成13年度当初予算分） ・平成13年度高松市社会福祉施設等施設整備費等補助金【施設整備費，国：平成13年度当初予算分】の交付決定について ・平成14年度社会福祉施設等施設整備資金貸付金の貸付申請について（国の平成13年度からの本省繰越分） ・平成14年度社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金の交付申請について（国の平成14年度当初予算分） ・平成13年度高松市社会福祉施設等施設整備費等補助金の支出負担行為予定金額の変更について（平成15年1月実績報告書の提出に係る） ・平成14年度高松市社会福祉施設等施設整備費等補助金【施設整備費，国：平成14年度社会福祉施設等施設整備資金貸付金（13年度からの本省繰越分）】の交付決定について ・平成14年度高松市社会福祉施設等施設整備費等補助金【設備整備費（国：平成14年度当初予算分）】の交付決定について ・平成13年度社会福祉施設等施設整備費補助金の実績報告書の提出について ・平成14年度社会福祉施設等施設整備費資金貸付金の実績報告書の提出について ・平成14年度高松市社会福祉施設等施設整備費等補助金の支出負担行為予定金額の変更について（平成15年3月実績報告書の提出に係る） ・平成14年度社会福祉施設等設備整備費補助金の実績報告書の提出について ・ケアハウス吉祥，吉祥デイサービスセンター創設事業に対する高松市社会福祉法人事業補助金の交付決定について
2 - (3)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度第1四半期分軽費老人ホーム事務費補助金支出負担行為決議（吉祥） ・平成15年度第2四半期分軽費老人ホーム事務費補助金支出負担行為決議（吉祥） ・平成15年度第4四半期分軽費老人ホーム事務費補助金支出負担行為決議（吉祥） ・平成16年度第1四半期分軽費老人ホーム事務費補助金支出負担行為決議（吉祥） ・平成16年度第2四半期分軽費老人ホーム事務費補助金支出負担行為決議（吉祥） ・平成15年度高松市高齢者生きがいデイサービス事業の新規委託に伴う協議について ・平成16年度高松市高齢者生きがいデイサービス事業の新規委託に伴う協議について

【一部公開】

請求内容	対象行政文書
2 - (1)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年度社会福祉施設等施設整備費補助金繰越分支出負担行為決議 ・平成14年度社会福祉施設等施設整備費補助金支出負担行為決議 ・平成14年度社会福祉施設等設備整備費補助金支出負担行為決議 ・ケアハウス吉祥等創設事業高松市社会福祉法人事業補助金支出負担行為決議
2 - (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成13年度社会福祉施設等施設整備費国庫負担（補助）金の交付申請について（国の平成13年度当初予算分）」のうち，法人からの交付申請書 ・「平成13年度社会福祉施設等施設整備費補助金の実績報告書の提出について」のうち，法人からの実績報告書 ・「平成14年度社会福祉施設等施設整備資金貸付金の貸付申請について（国の平成13年度からの本省繰越分）」のうち，法人からの交付申請書 ・「平成14年度社会福祉施設等施設整備費資金貸付金の実績報告書の提出について」のうち，法人からの実績報告書 ・「平成14年度社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金の交付申請について（国の平成14年度当初予算分）」のうち，法人からの交付申請書 ・「平成14年度社会福祉施設等設備整備費補助金の実績報告書の提出について」のうち，法人からの実績報告書 ・「ケアハウス吉祥，吉祥デイサービスセンター創設事業に対する高松市社会福祉法人事業補助金の交付決定について」のうち，法人からの交付申請書 ・ケアハウス吉祥建設事業費に係る請求書，領収書および振込依頼書

2 - (3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軽費老人ホーム事務費補助金（平成15年度第1四半期分）の交付決定について（ケアハウス吉祥分） ・ 軽費老人ホーム事務費補助金（平成15年度第2四半期分）の交付決定について ・ 平成15年度軽費老人ホーム事務費補助金の変更交付決定について（第1四半期分） ・ 平成15年度軽費老人ホーム事務費補助金の変更交付決定について（第2四半期分） ・ 平成15年度軽費老人ホーム事務費補助金の変更交付決定について（第1四半期分） ・ 平成15年度軽費老人ホーム事務費補助金の変更交付決定について（第2四半期分） ・ 平成15年度軽費老人ホーム事務費補助金追加交付分支出負担行為決議（吉祥） ・ 軽費老人ホーム事務費補助金（平成15年度第3四半期分）の交付決定について ・ 軽費老人ホーム事務費補助金（平成15年度第4四半期分）の交付決定について ・ 平成15年度第3四半期分軽費老人ホーム事務費補助金支出負担行為決議（吉祥） ・ 平成15年度第1四半期分軽費老人ホーム事務費補助金の確定および精算について ・ 平成15年度第2四半期分軽費老人ホーム事務費補助金の確定および精算について ・ 平成15年度第3四半期分軽費老人ホーム事務費補助金の確定および精算について ・ 平成15年度第4四半期分軽費老人ホーム事務費補助金の確定および精算について ・ 軽費老人ホーム事務費補助金（平成16年度第1四半期分）の交付決定について ・ 軽費老人ホーム事務費補助金（平成16年度第2四半期分）の交付決定について ・ 平成15年度高松市高齢者生きがいデイサービス事業の実施に伴う委託契約の締結について ・ 平成16年度高松市高齢者生きがいデイサービス事業の実施に伴う委託契約の締結について ・ 高齢者生きがいデイサービス事業集計表（平成16年5月分～8月分）
【非公開情報】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名および印影 ・ 法人および関係団体代表者の印影 ・ 金融機関情報 ・ 契約書・見積書・物品納品検収調書のうち物品ごとの単価および金額 ・ 設計書（出来高設計書） ・ スプリンクラー設備整備計画補助金協議書の別紙に記載の設計金額および請負金額算出式 ・ 法人（社会福祉法人）の資金収支予算書および決算書

6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成16年10月29日	諮問書受付
平成20年 7月30日	実施機関からの非公開理由書受付
平成20年11月25日	実施機関の非公開理由および争点の審査
平成20年12月22日	答申案審査
平成20年12月25日	答申